

事務的手続き

教科書

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入していただきます。

2学年以上にわたって使用する教科書（社会・音楽・美術など）は、特に保管の注意が必要です。大切に使いましょう。

学年の途中で転学した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、本校と違う教科書のみ無償給付されます。

転出の予定が生じたら

○転出の予定が生じたら、まず学級担任にご連絡ください。わかる範囲で結構ですので、以下の内容を早めにご連絡ください。

- ・転居予定の日
- ・転居先の住所
- ・転居先の中学校名



※転居届は、役場住民課で手続きを行います。その後、草津町教育委員会で転学の手続きをしてから、草津中学校で次の①～③の書類をお渡しします。

- ① 在学証明書
- ② 教科書給与証明書
- ③ ゴム印

転出先の役所で

○転居先の中学校へ転入学の旨を事前に知らせておくと、手続きがスムーズになります。（※草津中学校からも転学先の中学校へは連絡します。）

○まず役所で転居（転入）の手続きをして、次の書類を受け取ってください。
④ 転入学通知書

※複数の中学校がある市町村では、住所により中学校が指定されます。

転出先の中学校で

○転居先の中学校へ出向いてください。

転居先の中学校へ訪問する日時を事前に知らせておくと手続きがスムーズに行えます。その際に、草津中学校や転居先の市町村役所でもらった以下の書類をお持ちください。

- ① 在学証明書
- ② 教科書給与証明書
- ③ ゴム印
- ④ 転入学通知書